

平成30年9月19日

調査結果報告書

三田市長 御中

平成30年8月20日付けで貴職宛に公益目的通報の受付報告を行いました。同通報に関する調査報告を以下のとおり報告します。

三田市行政監察員 内橋 一郎

通報受理日	平成30年8月7日
通報者	郵便
通報内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 以前から定められていた開庁専免休暇について、既に現行の規則や規定から削除されているにもかかわらず、現在でも取得が可能になっている。</li><li>・ 取得が認められない休暇を運用していることは、取得している職員に給与の返還を求める必要がある。</li></ul>
調査経過	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成30年8月7日 同月6日付けの公益目的通報を受理</li><li>・ 同年8月20日 市長に公益目的通報受理報告書を提出。事務局に調査依頼。</li><li>・ 平成30年8月28日 事務局より資料受理</li><li>・ 同年9月19日 調査報告書提出</li></ul>
調査結果	<p>1. 現在の開庁専免休暇の運用状況について</p> <p>(1) 三田市では、職員は「開庁専免」という名称で、職専免を年1回1.0日分申請し取得することができるとして運用されている(三田市の開庁日は7月1日であるが、取得日はその日に限定せず、何時でも取得可能であるとされる)。</p> <p>取得日数の管理は、休暇と同様暦年(1月1日~12月31日)で管理し、市の出退勤を管理する就業管理システムで申請し、人事課で取得日数を管理する。</p> <p>(2) 開庁専免は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条(職務に専念する義務の免除)1項5号「前各号の規定する場合を除くほか、市長が定める場合」を根拠として昭和48年頃から運用されている。</p> <p>2. 検討</p> <p>(1) 開庁専免は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」(以下「条例」という)2条(職務に専念する義務の免除)1項5号「前各号の規定する場合を除くほか、市長が定める場合」を根拠として運用されている。</p>

したがって開庁専免が条例 2 条 1 項 5 号「前各号の規定する場合を除くほか、市長が定める場合」に該当するか否かの問題である。

条例 2 条 1 項は、職務専念義務が免除される場合として、5 号の外に、研修 (1 号)、厚生に関する計画の実施(2 号)、市の業務と密接関連性のある国等の職務に従事する場合(3 号)、同じく公的団体の職務に従事する場合(4 号)を規定している。

1 号は本来業務のために実施される研修であり、2 号も本来業務のために必要とされる厚生に関する計画を市が実施する場合への参加であっていずれも本来業務と関連性を有するものであり、3 号、4 号は、本来業務に準じるような公共性のある業務への従事であるから、5 号で職務専念義務が免除されるには、1 号ないし 4 号に準じた本来業務との関連性や公共性が必要とされると考える。

しかし、開庁専免の実質は休暇 (特別休暇) の付与であり、条例 2 条 1 項 1 号ないし 4 号の規定に準じるような、本来業務との関連性や公共性を認めることができないと考える。

よって、現在運用されている開庁専免を、条例 2 条 1 項 5 号を根拠として認めることは困難であるというのが行政監察員の意見である。

ただ、開庁専免は条例 2 条 1 項 5 号を根拠として認める行政解釈に基づいて昭和 48 年頃からなされてきたものであるので、顧問弁護士等の法律専門家の意見を徴した上での検討がなお必要となろう。

(2) 開庁専免が条例 2 条 1 項 5 号で正当化されないとすれば、取得が本来認められない休暇を付与していたことにもなるので、取得した職員に対し、その分の給与返還ができるかの問題がある。

市が職員に対して開庁専免による休暇の付与分について返還請求ができるといえるためには、民法 703 条の不当利得返還請求の要件を満たさなければならない。

そして、不当利得返還請求の要件としては、利得に法律上の原因がないこと、利得と損失との間に因果関係があること、利得が現存することが必要とされており、返還請求する側 (市) がそれらの要件を満たすことを主張立証しなければならない。

この点、開庁専免の運用は、条例 2 条 1 項 5 号を根拠とする行政解釈に基づいては昭和 48 年頃からなされてきたものであるので、開庁専免による休暇の取得はその当時においては法律上の原因に基づいてなされたと解し得る余地はある。また過去において取得され既に消化した休暇について取得者に利益がなお現存するのかという問

	<p>題もある。</p> <p>いずれにせよ、開庁専免は条例 2 条 1 項 5 号を根拠として行政解釈に基づき昭和 48 年頃から行われてきたものであるので、不当利得返還請求の可否、是非については、顧問弁護士等の法律専門家の意見を徴した上での慎重な検討が必要である。</p>
添付資料	
備考	